

大和郡山市市制 70 周年記念キャッチフレーズ、ロゴマーク
及び冠名称の使用に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、大和郡山市(以下「市」という。)が令和 6 年 1 月 1 日に市制 70 周年を迎えることを記念し、市全体で市制 70 周年を祝う機運を高めることを目的として実施する記念事業等に、大和郡山市市制 70 周年記念のキャッチフレーズ、ロゴマーク及び冠名称(以下「キャッチフレーズ等」という。)を使用する際の取扱いについて、必要な事項を定める。

(キャッチフレーズ等の種類)

第 2 条 キャッチフレーズ及びロゴマークは次のとおりとする。

- (1) キャッチフレーズ：城に桜、街に金魚、平和と歩んだ 70 年
- (2) ロゴマーク：別図のとおり

2 冠名称は次のとおりとする。ただし、大和郡山市の文字は省略することができる。また、大和郡山市市制の文字を大和郡山市制とすることもできる。

- (1) 大和郡山市市制 70 周年
- (2) 大和郡山市市制 70 周年記念
- (3) 大和郡山市市制 70 周年記念事業

(著作権)

第 3 条 キャッチフレーズ及びロゴマークの著作権は、市に属する。

(使用対象者)

第 4 条 キャッチフレーズ等を使用できる者は、その使用が次の各号のいずれの場合にも該当しないものとする。

- (1) 営利を目的とする場合。
- (2) 市の信用を害し、若しくは品位を傷つけ、又はそのおそれのある場合。
- (3) 自己の商標や意匠とするなど独占的に使用する場合又はそのおそれのある場合。
- (4) 法令又は公序良俗若しくは善良の風俗に反するものと認められる場合。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのある場合。
- (6) その他、使用目的等が不相当と市長が認めた場合。

(使用の申請)

第 5 条 キャッチフレーズ等を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ、大和郡山市市制 70 周年記念キャッチフレーズ等使用(変更)申請書(様式第 1 号。以下「申請書」という。)及び必要な書類を市長に提出し、承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の申請を省略することができる。

- (1) 市が使用するとき。
- (2) 国、県又は地方公共団体が使用するとき。
- (3) 学校等の教育機関が教育の目的で使用するとき。
- (4) 報道機関が報道、広報等の目的で使用するとき。
- (5) 個人が商用目的以外で使用するとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたとき。

(使用承認の決定)

第6条 市長は、前条の申請があったときは、第4条各号のいずれかに該当する場合を除き、キャッチフレーズ等の使用を承認するものとする。

2 市長は、前項の規定により使用の可否を決定したときは、大和郡山市市制70周年記念キャッチフレーズ等使用(変更)承認通知書(第2号様式)、又は大和郡山市市制70周年記念キャッチフレーズ等使用(変更)不承認通知書(第3号様式)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、キャッチフレーズ等の使用を承認する場合、必要に応じて条件を付することができる。

(承認内容の変更)

第7条 前条第1項の規定による承認を受けた申請者(以下「使用者」という。)は、承認を受けた内容について変更しようとするときは、あらかじめ、申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、当該申請内容の審査については前条の規定を準用し、当該申請内容を承認するときは、大和郡山市市制70周年記念キャッチフレーズ等使用(変更)承認通知書(様式第2号)を、承認しないときは大和郡山市市制70周年記念キャッチフレーズ等使用(変更)不承認通知書(様式第3号)をそれぞれ使用者に交付するものとする。

(使用の中止)

第8条 使用者は、承認を受けた内容について、使用を中止し、又は承認の条件を満たさなくなったときは、速やかに大和郡山市市制70周年記念キャッチフレーズ等中止届出書(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

2 使用者は前項の規定による届出をしたときは、中止日をもってキャッチフレーズ等の使用を直ちに停止しなければならない。

(使用期間)

第9条 キャッチフレーズ等の使用期間は、第6条第2項又は第7条第2項の規定による承認を受けた日から令和6年12月31日までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、この限りでない。

(使用料等)

第10条 キャッチフレーズ等の使用料は、無料とする。

(使用上の遵守)

第11条 前条の規定により使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 申請内容に沿って、適正に使用すること。
- (2) キャッチフレーズ等を使用して虚偽行為や悪意を持った行為を行わないこと。
- (3) キャッチフレーズ等を使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) ロゴマークは、大和郡山市市制施行70周年記念事業ロゴマークデザイン使用ガイドラインのとおり定められた色、形状等を正しく使用すること。
- (5) 使用物品等を商標登録出願し、又は意匠登録出願しないこと。

(使用承認の取消し)

第13条 市長は、使用者が、次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認を取り消すものとする。

- (1) この要綱に定める事項又は使用承認の際に付した条件に違反したとき。
- (2) 偽りの申請その他不正の行為によって、使用承認を受けたとき。
- (3) 虚偽行為により第三者に損害を与えるような使用をしたとき。
- (4) その他市長が不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により使用承認の決定を取り消したときは、大和郡山市市制70周年記念キャッチフレーズ等使用承認取消通知書(第5号様式)により当該使用者に通知するものとする。

(損害賠償)

第14条 使用者が前条第1項各号のいずれかに該当し、市に損害を与えたときは、使用者は、その損害を賠償しなければならない

(損失補償等の責任)

第15条 市は、前条の規定により使用承認を取り消した場合における措置に要する経費、損害その他一切の責任を負わない。

2 使用者がキャッチフレーズ等の使用によって第三者に対して損害を与えた場合でも、市は損害賠償その他一切の責任を負わない。

(実績報告等)

第16条 市長は、必要があると認めるときは、使用者に対し、キャッチフレーズ等の使用状況等の報告等を求めることができる。

2 使用者は、前項の規定により使用状況等の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

(庶務)

第17条 この要綱に関する事務は、企画政策課において行う。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

(この要綱の失効等)

2 この要綱は、令和6年12月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに承認したキャッチフレーズ等に係るこの要綱の規定は、同日後もなおその効力を有する。

別図(第2条関係)

大和郡山市市制70周年記念ロゴマーク

